

≪外出について≫ 令和7年6月16日(月)から、ご本人・ご家族様の方から外出の申し出があった場合に限り、月2回の外出が可能となります。

家族での外出	
開始時期	■令和7年6月16日(月)から当面の間 ■平日・土日・祝日などの制限はございません。但し、病院受診等の予定がある場合は外出を控えて頂く場合もございます。 ■原則として、外出の対応はご家族様での対応となります。また、万が一のアクシデントに備え、外出時には健康保険証をお渡しします。
外出時間	■10:00～15:00の間（※15:00 には帰荘ください）
外出頻度	■ひと月に2回まで
注意点	■外出の希望のご連絡は、前日の 17:00 までにご連絡下さい。 ■ご連絡の際に、<u>外出日と出発時間・帰荘時間をお伝え下さい。</u> ■外出申し出の連絡は保証人様から施設の方へお願い致します。 ■外出予定日にご本人の体調が優れない場合やお住いのユニットで感染症が発症、または本人が罹患された場合は、やむを得ず外出をお断りさせて頂く場合もございます。 ■感染状況に応じては、緊急に外出を控えて頂く場合もございますので、ご了承下さい。 なお、ご予約があった場合、お電話でご連絡を致します。それ以外に関しましてはホームページをご確認ください。 ◆外出時には、可能な限りマスク着用や手洗い・消毒等の感染予防に心掛けてください。



※面会方法や外出のお知らせは保証人の方のみへのご連絡となっております。

つきましては、その他のご家族・ご親族様へは、お手数でもご家族様からお伝えください。